

【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 197：「警戒レベル」の変更・継続）（2月14日発表）

• 2022/02/14 月 18:45

【ポイント】

●2月14日、フィリピン政府は、2月16日から2月28日までのそれぞれの地域の警戒レベルを発表しました。

【本文】

1 2月14日、フィリピン政府は、2月16日から2月28日までのそれぞれの地域の COVID-19 対応のための警戒レベルを以下のとおり延長・変更することを発表しました。

(1) 「警戒レベル 3」を課す地域

【ビサヤ地方】

・地域 6（西ビサヤ地域）：イロイロ市、イロイロ州、ギマラス州

【ミンダナオ地方】

- ・地域 9（サンボアンガ半島地域）：サンボアンガ市
- ・地域 11（ダバオ地方）：ダバオ・デ・オロ州、西ダバオ州
- ・地域 12（ソクサージェン地域）：南コタバト州

(2) 「警戒レベル 2」を課す地域

【ルソン地方】

- ・マニラ首都圏（NCR）
- ・コルディリエラ行政地域（CAR）：アブラ州、アパヤオ州、バギオ市、ベンゲット州、イフガオ州、カリंगा州、マウンテン州
- ・地域 1（イロコス地域）：ダグパン市、北イロコス州、南イロコス州、ラ・ウニョン州、パンガシナン州
- ・地域 2（カガヤンバレー地域）：バタネス州、サンティアゴ市、カガヤン州、イザベラ州、ヌエバ・ビスカヤ州、キリノ州
- ・地域 3（中部ルソン地域）：ブルカン州、アンヘレス市、アウロラ州、バターン州、ヌエバ・エジハ州、オロンガポ市、パンパンガ州、タルラック州、サンバレス州
- ・地域 4A（カラバルソン地域）：カビテ州、リサール州、バタンガス州、ラグナ州、ルセナ市、ケソン州
- ・地域 4B（ミマロパ地域）：マリンドゥク州、オクシデンタル・ミンドロ州、オリエンタル・ミンドロ州、パラワン州、プエルトプリンセサ市、ロンブロン州
- ・地域 5（ビコル地域）：アルバイ州、北カマリネス州、南カマリネス州、カタンドゥアネス州、マスバテ州、ナガ市、ソルソゴン州

【ビサヤ地方】

- ・地域 6（西ビサヤ地域）：アクラン州、アンティーケ州、バコロド市、カピズ州、西ネグロス州
- ・地域 7（中部ビサヤ地域）：セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州
- ・地域 8（東ビサヤ地域）：オルモック市、タクロバン市、東サマール州、レイテ州、北サマール州、西サマール州、ビリラン州、南レイテ州

【ミンダナオ地方】

- ・地域 9（サンボアンガ半島地域）：イサベラ市、南サンボアンガ州、北サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州
- ・地域 10（北ミンダナオ地域）：ブキドノン州、カガヤン・デ・オロ市、カミギン州、イリガン市、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州
- ・地域 11（ダバオ地方）：ダバオ市、南ダバオ州、北ダバオ州、東ダバオ州
- ・地域 12（ソクサージェン地域）：ジェネラルサントス市、コタバト州、サランガニ州、スルタン・クダラット州
- ・地域 13（カラガ地方）：北スリガオ州、南スリガオ州、北アグサン州、南アグサン州、プトゥアン市、ディナガット・アイランズ州
- ・バンサモロ自治地域（BARMM）：バシラン州、マギンダナオ州、スールー州、タウィタウィ州、コタバト市、南ラナオ州

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 161-A 号：警戒レベルの変更）
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/02feb/20220214-RESO-161A-RRD.pdf>
- 大統領府コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PCOO）（アラートレベル 2 を継続する NCR。アラートレベル 3 を課す 7 つの地域）
https://mirror.pcoo.gov.ph/news_releases/ncr-to-retain-alert-level-2-status-7-areas-to-be-placed-under-alert-level-3/

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

（問い合わせ窓口）

- 在フィリピン日本国大使館
住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila
電話：（市外局番 02）8551-5710
（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786
FAX：（市外局番 02）8551-5785
ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 在セブ日本国総領事館
住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City
電話：（市外局番 032）231-7321 / 7322
FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ : https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所 : 4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話 : (市外局番 082) 221-3100

FAX : (市外局番 082) 221-2176

ホームページ : https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html